

平成26年4月16日

保護者 様

尼崎市立浜田小学校

校長 多田 弘

### 警報発令時の臨時休業措置について

尼崎市の小・中学校では、警報発令時、次のような措置をとることにしていますので、ご協力をお願いいたします。

- 1 午前7時現在で尼崎市（表示は「尼崎市」・「阪神」・「兵庫県南部」・「兵庫県」、尼崎市を含む地域）に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」のいずれかが発令されていた場合は休業日とします。

ただし、午前9時現在までに上記の警報が解除された場合、登校させてください。

警報の発令・解除については、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報にご留意いただき、個別に学校への問い合わせ電話はご遠慮ください。

なお、給食はありません。

- 2 学校付近で局所的な豪雨及びその他の災害（ガス爆発・火災・雷等）が発生した場合は、ミマモルメ等にて臨時休業または通学路の変更等をお知らせします。

#### 3 その他

(1) 児童が在校中（登校後）に警報が発令された時は、学校の状況判断で下校を早めることや遅らせることがあります。その時は教師がつきそい、**集団下校**をさせます。

(2) 万一の場合は、本校は**避難場所**になっています。

(3) この文書は重要ですので、**1年間**ご家庭で見やすいところに貼っておいてください。

(4) 学校ホームページにも「非常変災等の対応」として情報を掲載しております。

<http://www.ama-net.ed.jp/school/e22/>

以 上